

第3章 国際化・多文化共生推進施策の基本的な方針

1 基本的な方針

本市の外国人市民は、増加傾向にあり、県内においても宮崎市、都城市に次いで3番目となっています。本市のみならず全国的な傾向である少子高齢化と生産年齢人口の減少と、このことを背景とした「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行により、外国人市民は今後ますます増加すると見込まれます。

また、一方でグローバル化が進む国際社会の進展に的確に対応していくためには、お互いの文化、考え方の違いを理解し、その違いを尊重しあうことができるような国際感覚豊かな人材の育成が急務です。

国際化及び多文化共生を進めることは、グローバル社会に対応できる人材を育成し、ひいては、多様な市民による持続可能なまちをつくることです。

文化・言語の異なる外国人市民と地域で共に生活していくことができるよう、更には、本市を訪れる外国人が快適で充実した生活を送ることができるように国際化・多文化共生社会に対応した環境及び情報提供体制の整備を進め、必要に応じた情報を提供できる体制を整えることに努めます。

そのため、本市の国際化の現状や課題を踏まえ、今後推進すべき施策の基本的な方針として次の3つを設定し、具体的な施策の展開を図ります。

■基本方針1 市民の国際感覚の醸成

■基本方針2 外国人市民への支援

■基本方針3 国際化推進体制の構築

2 国際化推進施策の体系

